【許可工作物とは】

河川本来の機能を減ずることや障害となる場合があることから、河川の中には河川管理施設（河川の機能を保持するためのものであり、河川管理者自らが施工するのが通例）以外の工作物はできるだけ設置しないことが最も望ましいことです。しかし用水の取水施設など、どうしても河川に工作物をつくらなければならない場合もあり、その際には河川の機能に出来るだけ支障のないように配慮する必要があります。そこで河川区域内の土地でこのような施設を設置しようとするときには、河川管理者の許可を受けて施工することが定められており、河川管理者の許可を受けてつくられたものを許可工作物といいます。

（過去の点検状況）



（能代市水道取水口）



（藤琴川第一用水樋管）

指摘事項について

・関係者以外の施設へ立ち入り防止措置（チェーン、鍵等の設置）

・水利使用標識の記載内容不備　　・・・等